巻頭特集

40年ぶりの法律改正まで、残された時間はあと3カ月

そうだ、相続しよう

来年1月からの法律改正で損する人がいっぱいいます。逆に得する人も――あなたの場合は？

誰にでも関わる「相続」の制度が、あと3カ月で大きく変わる。だが、今のうちに手を打てることもある。新制度の隠されたコツを押さえつつ、「争続」を防ぎ、もっとも得する方法を紹介しよう。

配偶者居住権で損する人

（夢相続代表・曽根恵子氏）

40年ぶりに相続の法制度が大きく変わる。今年7月に民法改正がなされ、いよいよ'19年1月から、順次施行されるのだが、今回の改正には落とし穴がたくさんある。

「改正のポイントは配偶者、特に〝妻〟の保護です。夫の死後、妻は残された自宅に配偶者居住権を設定できますし、義父を介護した嫁にも貢献した分の請求権が認められます。しかし、いずれもメリット・デメリットはケースバイケースで、対応を誤れば、損する人が続出しそうなのです。どう対応するのが適切なのか、今も専門家のあいだでは議論が絶えません」

新制度がスタートする前にやれることもある。どうすれば、得する相続ができるのか、本誌がいちはやくお教えしよう。

最大の目玉は、自宅の配偶者居住権の新設である。

「例えば、夫が亡くなって、妻が自宅を相続した場合、それだけで法定相続分の2分の1を超えてしまい、妻の手元に現金が一切残らないという問題がありました。このような問題を解消するために創設されたのが、配偶者居住権です」（フジ相続税理士法人代表・高原誠氏）

世田谷区に住む伊藤裕子さん（65歳・仮名）は、夫を肺がんで亡くした。

資産は評価額6000万円の一戸建ての自宅と、現金が4000万円。別居する長男と長女がいるため、遺産分割の対象となる相続人は計3人となる（34ページ表を参照）。

伊藤さんは遺産の2分の1（5000万円分）を相続できるが、自宅（6000万円）の所有権を相続してしまえば、それだけで法定相続分を超えるため、子ども2人に対して1000万円の現金を用意しなければならない。あるいは、自宅を売却するハメに陥る（同表の「これまで」）。この状況を解決するのが、配偶者居住権だ。

「配偶者居住権があれば、子が自宅を相続しても、妻は一生、自宅に住み続けられます。居住権の評価額が3000万円なら、残りの法定相続分の2000万円分は、現金を妻の手元に残せる」（高原氏）

この結果、長男・長女には所有権の半分ずつと、それぞれ1000万円の金融資産がわたることになる（同表の①）。

夫からすれば、妻に終の棲家を保証し、現金も残せる。妻への最後の贈り物として、この新制度は非常にいいもののように思える。しかし、**「安易に居住権に飛びつけば、年齢が若い人ほど損してしまう可能性がある」**と前出の曽根氏は言う。

「法務省の簡易評価法によれば、年齢が若い人ほど居住権は高くなり、年齢が高い人ほど、居住権は安くなります（35ページ表を参照）。つまり50歳くらいで未亡人になって、配偶者居住権を設定したところで、手元に残る現金は少なくなり、逆に80歳では多くなる可能性が高い。分岐点はおおむね65歳くらいです。これより若い人は、余命を考えれば、所有権のほうが、転居や老人ホームへの入居など選択肢が広がることになる」（曽根氏）

遺産相続はこう変わる!

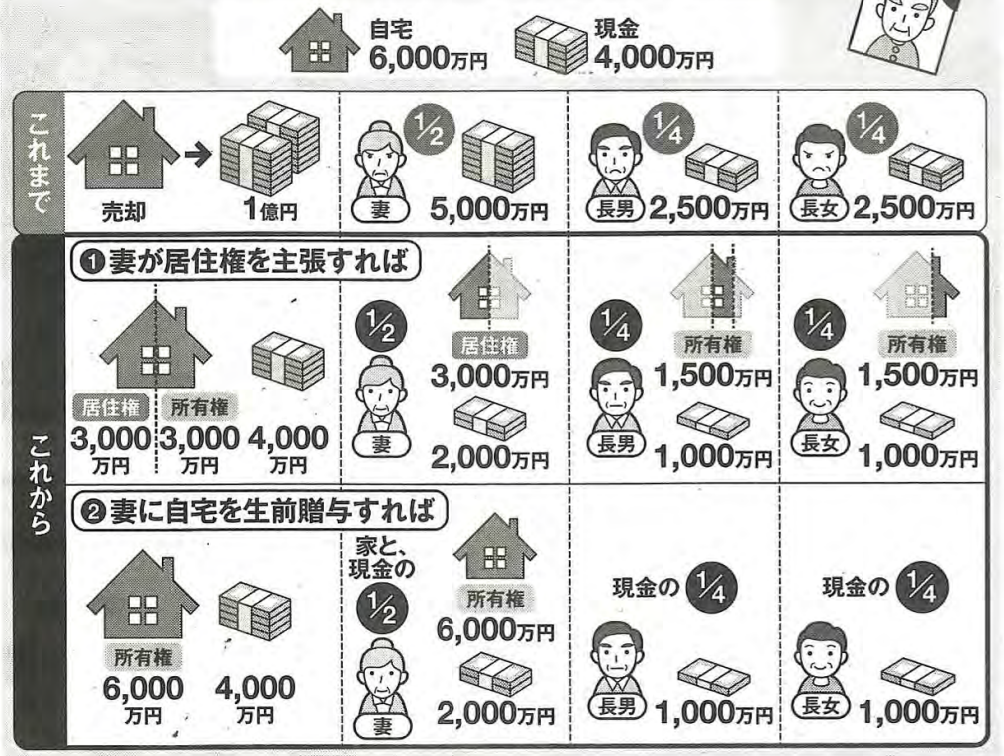

妻と子の仲が悪いなら

では、配偶者居住権を選んで最も得するのは誰だろうか?

「配偶者居住権を設定して最も得なのは、子どもと同居している70代以上の方でしょう。相続税のことを考えれば、子どもが得る自宅の所有権は小規模宅地特例が適用され、金融資産で受け取るよりも税額が減免される可能性がある。また子ども夫婦との同居なら、その後の介護も含めて、生活を支えあい、老人ホームに入る選択肢がなくなっても問題が少ないのです」(曽根氏)

居住権が設定されている不動産は、売ろうとしても買い手がつくことはほとんどない。一度設定した居住権は放棄することもできるが、所有権は子どもが持っているため、売却するには子の同意が必要だ。自分の自由にはならず、たとえ老人ホームに入りたくなっても、居住権に縛られる可能性が出てくるのだ。

つまり、**妻が65歳未満なら、今まで通り所有権を選び、65歳以上なら居住権**というのが一つの目安になるだろう。

一方で、**妻と子の仲が悪くなりそうなら、配偶者居住権にはメリット**がある。相続問題に詳しい法律事務所アルシエンの武内優宏弁護士が言う。

「子どもが親を家から追い出すというのは実はそれほど珍しい話ではありません。嫁・姑問題がこじれて姑が追い出されるという例もたくさんある。そのような事態を防ぐために、居住権を設定しておけば、法的に住み続けることが保障されます」

さらに、**二次相続(妻の死後)を考えると、税額が減るため、配偶者居住権により、子どもも得をするケースもある。**

どういうことか。配偶者居住権は、妻が死んでしまえば消滅する。すると、子どもへの二次相続は妻の金融資産のみとなり、相続税が減額される。相続額にもよるが、妻の居住権で、子も得する可能性があるのだ。

今回の法改正で、配偶者居住権に並ぶ大きな柱が、生前贈与だ。これまでは夫が妻に自宅の生前贈与をすると、遺産の先渡しと見なされた。だが改正後は、婚姻期間20年以上である妻への生前贈与は、遺産分割の対象から外れる。

右ページの図で、②をもとに見てみよう。前出の伊藤さんが、もう少し若く、60歳だったとしよう。まだ長い余命がある。家をいつでも売れる選択肢を残してあげたいと夫が思うのであれば、生前贈与を選ぶのも手だ。

評価額6000万円の自宅を、伊藤さんに生前贈与して、夫は亡くなった。すると相続時、夫の資産は金融資産4000万円として計算される。伊藤さんは自宅所有権(6000万円分)と金融資産2000万円を相続して、自宅と生活資金を確保することができる。

1年後、伊藤さんは一人暮らしにもなれてきたが、広い家に住み続けるには、掃除が思った以上に大変だと感じ始めた。家のメンテナンスコストを踏まえれば、一度は終の棲家にしようと考えていた夫との自宅を売却し、手頃なマンションに移るほうがお得だと考えるようになった。

「このように残される妻が若いと、年齢とともに状況が変化しやすい。居住権で縛られるよりも、所有権で選択肢を広げておくことも、損しない相続のポイント。生前贈与は所有権を妻に渡せるうえ、生活費も残せる有効な手段です」(曽根氏)

妻が60歳以下なら、所有権を生前贈与というのが、目安といっていいかもしれない。

ただし、**配偶者居住権に比べると、二次相続時の税額が上がる**場合も多い。さらに、贈与されたのが後妻だと、前妻の子とのトラブルが起こりやすいので要注意だ。

大きそうです」(曽根氏)

また、自宅を売却してしまうのも手である。

「配偶者亡きあとの生活を新たにしようと考えるのであれば、自宅に固執する必要はありません。家は評価が高いうちに売るのが一番。経済状況も加味して、相続のそのときを迎えたい」(曽根氏)

法律改正の施行時期のウラをかく手もある。正確な時期ははっきりしていないが、'19年7月までには、「生前贈与」を遺産分割から外せるようになる。一方、「配偶者居住権」の設定は、その1年後('20年7月までに施行)とされる。'20年、東京オリンピックの時期に不動産価格がピークを迎え、その後下落基調をたどると考えれば、**新制度のうち施行時期の早い「生前贈与」を先にしておけば、比較的価格が高いうちに売却できる**かもしれない。配偶者居住権より得することになる。

施行時期を使ったウラ技

「生前贈与」でなくとも、「遺言」で自宅を妻に譲る旨を示しておけば、同様に自宅の所有権を渡せる。

「生前贈与なら、贈与税の特例で2000万円まで非課税枠が使えます。一方、相続の場合は配偶者控除が1億6000万円まで適用できる。**自宅の価値が2000万円以下なら生前贈与は有効ですが、相続に比べて諸費用が高いため、一般的には『遺言』による妻への相続のほうがメリットは**

妻の居住権の価値

(自宅 6,000万円)

妻の年齢	平均余命	妻が得る居住権の価値	所有権の価値
50歳	38	4,020万円	1,980万円
55歳	34	3,780万円	2,220万円
60歳	29	3,480万円	2,520万円
65歳	24	3,060万円	2,940万円
70歳	20	2,700万円	3,300万円
75歳	16	2,280万円	3,720万円
80歳	12	1,800万円	4,200万円
85歳	8	1,260万円	4,740万円

※法務省資料をもとに本誌作成、簡易な評価方法を採用した。平均余命は2017年の簡易生命表(厚労省)を参照、小数第1位を四捨五入。算出の前提となるライプニッツ係数は債権法改正案の法定利率3%を適用、小数第3位を四捨五入。家は木造住宅で築40年、値段は6000万円と仮定した

もうひとつ、改正のポイントとして注目されるのが、相続人でない親族が、「特別の寄与」について金銭の支払いを請求できるようになったことだ。

これまでは、長男である夫がすでに亡くなっていた場合、残された妻が義理の父親にどれほど介護で尽くしても、相続人になれなかった。改正で、いくら得られるのか？

「改正前の判例では過去に数百万円の寄与料が認められたケースもあります。寄与料の算出は、たとえば、介護士の日当や時給などがベースとなる。そのため介護に従事したという客観的な記録が求められることになるでしょう。介護の日数や、どのような介護を何時間したのか日々記録することが必要です」（曽根氏）

ただし、記録を残していたとしても、認められる例は極めて少数にとどまりそうだ。なぜなら家族には扶養の義務もあるからだ。たとえば**長男夫婦が親と同居し生計を一つにしている場合、妻が介護に専念したと主張しても、献身的な寄与がその扶養の義務を上回っていると判断されることは稀**なのだという。

「認められやすいケースとしては、別居している義父を介護するために、仕事を辞めるなど経済的不利益を負ってまで介護せざるを得なかった人など。ですから**安易に寄与料を主張すると、かえってトラブルを招く**ことになり、注意が必要です」（武内氏）

最大の違いは遺言書の扱い

また、民法で決まった最低限の遺産の取り分（遺留分）を無視した、偏った遺言書があった場合には、不利益を被った側が遺留分の金銭を請求できる。

しかしこうした例は、いずれも相続争いで顕在化するケースが多い。泥沼の骨肉の争いを考えれば、こうした請求に至る状況を迎えてしまうのは、むしろ損害が大きい。

そこで、家族全員が損しないために、実は一番大事なのは、適切な「遺言」を残すことだ。

「今回の改正で**最も多くの人にメリットがあるのは、遺言書の作成が手軽になり、かつ法務局に遺言書を保管できるようになること**です」（太陽グラントソントン税理士法人・田代セツ子氏）

自筆証書遺言において、財産目録の作成様式が変わる。たとえば財産目録をパソコンで作成したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書などを目録として添付したりできるようになる。これまでは膨大になりがちな目録まで自筆で書く必要があったので、改正で労力が大幅に緩和される。

遺言書といえば、自宅に保管された結果、紛失してしまうトラブルが多かったが、今回からは、法務局に自筆証書遺言を保管できるようになる。

これまでのように公証役場で公証人の立ち合いのもとで作成する公正証書遺言が最も安全かつ確実なのは事実だが、コストが高い。２０００万円の相続額でも、５万～10万円程度の手数料がかかる。

従来より簡潔で、より安全な自筆証書遺言書の作成は、最終的に得だ。

「相続争いを防ぐには、透明性が大切です。元気なうちに妻や子など相続人を集め、現在の財産がいくらあるのかをオープンにし、争いにならない遺言書を作成したうえ法務局に預けることが最もお得な相続の方法です。

その時、イニシアチブを握れるのは、財産を持つ被相続人でしょう。財産を持つ人が主役になって話を進めるのが理想的です。相続人の妻や子どもたちに対し、扇の要として父親がしっかり意思を伝えてほしいですね」（曽根氏）

自筆証書遺言の方式緩和は、法改正の先陣を切って来年の１月に施行される。40年ぶりの法改正は目前だ。妻と家族を保護して、損する相続を回避できるか。残された時間はあと３ヵ月しかない。